

諮詢日：令和7年5月8日（令和7年度（情）諮詢第47号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（情）答申第93号）

件名：横浜地方裁判所における裁判官が担当事件を回避する場合に裁判所内で作成される文書について取り決められた書面の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「裁判官が担当事件を回避する場合、当該裁判官が作成するものを含め、裁判所内で作成される文書について取り決められた書面」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、横浜地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、横浜地方裁判所長が令和7年2月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

そもそも回避とは、裁判官に除斥又は忌避の原因があり自らの意思で事件を避けるということがあり得るにしても、裁判官が担当する事件を徒に避けるようなことがあってはならないため、裁判官に対し、自らを監督する裁判所に許可を求め、許可を得て事件の担当を避けなければならないとしたものである（民事訴訟規則12条）。

そして、この場合の当該裁判官に対して監督権を有する裁判所とは、当該裁判官が属する裁判所の裁判官会議又は裁判所長である（裁判所法12条、20

条、29条、下級裁判所事務処理規則19条、20条)。

このように、当該事件を担当する裁判官が恣意的に担当の変更をできないよう実体的要件は限定され、手続的にも司法行政上律せられ、許可処分が必要なわけであり、そして実際に回避が許可され後任の裁判官が決まるまでには幾つかの段取りが必要になるわけであり、手続上、事務処理上の観点から、特定の裁判官が回避をしようと思えば、書面を作成して事務方にそれを交付し、事務方はそれを稟議書などにして許可権限者の決裁を受ける手続が必要になることは明らかであり、その一連の手続、事務処理を記載した細則、規約類の本件開示申出文書が作成され、備え付けられているはずである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 横浜地方裁判所において、本件開示申出文書を探査したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、事務処理上の観点から、特定の裁判官が回避をしようと思えば、書面を作成して事務方にそれを交付し、事務方はそれを稟議書などにして許可権限者の決裁を受ける手続が必要になることは明らかであり、その一連の手続、事務処理を記載した細則、規約類の文書が作成され、備え付けられているはずである旨主張する。

しかしながら、回避が司法行政上の措置であるからといって、必ずしもその一連の手続、事務処理を記載した細則、規約類の文書を作成しなければならないものではなく、横浜地方裁判所が苦情申出人の主張するような文書を作成又は取得していないとしても不自然ではない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年5月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審議

④ 同年 12月 5日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 民事訴訟規則 12条は、裁判官の回避について、裁判官は、民事訴訟法 23条（裁判官の除斥）1項又は 24条（裁判官の忌避）1項に規定する場合には、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができる旨を定めているところ、このほかに、回避について、その具体的な手続に関する細則や規約類の文書を作成しなければならない旨の定めはない。この点からすれば、横浜地方裁判所において本件開示申出文書を探索したが存在しなかったとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はない。そのほかに、横浜地方裁判所において本件開示申出文書を作成又は取得し保有していることをうかがわせる事情は認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、横浜地方裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕